

衆議院内閣委員会ニュース

平成 22.4.28 第 174 回国会第 11 号

4 月 28 日（水）、第 11 回の委員会が開かれました。

1 国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）

国家公務員法等の一部を改正する法律案（塩崎恭久君外 4 名提出、衆法第 9 号）

幹部国家公務員法案（塩崎恭久君外 4 名提出、衆法第 10 号）

- ・仙谷国務大臣（公務員制度改革担当）、松野内閣官房副長官、大島内閣府副大臣、田村内閣府大臣政務官、階総務大臣政務官、吉良外務大臣政務官、山井厚生労働大臣政務官、佐々木農林水産大臣政務官、江利川人事院総裁及び政府参考人並びに提出者塩崎恭久君（自民）並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）日本郵政株式会社副社長 坂 篤 郎 君

（質疑者及び主な質疑内容）

後 藤 祐 一 君（民主）

- ・天下りに伴い発生している支出も総人件費として広く捉え、こうした支出の削減を積み上げ、総人件費 2 割削減を目指すべきであると考えますが、仙谷国務大臣の所見を伺いたい。
- ・65 歳以上の国家公務員出身者が公益法人等の役員に就任することを禁止すべきである。また、公益法人等の役員に就任している 60 歳から 64 歳の国家公務員出身者の給与は高すぎるので引き下げるべきである。いずれも閣議決定で決めるべきであると考えますが、階総務大臣政務官の所見を伺いたい。
- ・縦割り是正のため、他省庁の者を局長にした場合、局長には情報が行かず、その下の審議官が実質的な局長みたいなことになってしまう。局長だけでなく、審議官、部長、課長、課長補佐など局の幹部をチームで入れ替えるべきであると考えますが、仙谷国務大臣の所見を伺いたい。

甘 利 明 君（自民）

- ・政府案では官房長官が幹部候補者名簿を作成できることとなっているが、4 月 9 日の大島内閣府副大臣の答弁では名簿の一部を各府省に作成させるとも取れる部分があった。答弁の趣旨を伺いたい。
- ・4 月 23 日の階総務大臣政務官の答弁では、名簿から各ポストに任命する際に有識者にも面接に参加していただくとしている。答弁の趣旨を伺いたい。
- ・4 月 21 日の人事院総裁の答弁を聞くと、幹部職員の個々の官職への任用に人事院が関与する可能性があるかのように受け取れた。政治任用には、政治応答性と客観性のバランスが大事だが、幹部職の職制を 1 つにする政府案では、その点についてどのように考えているのか。

長 島 忠 美 君（自民）

- ・幹部人事については、国民の意識を重視する一方で、能力・業績評価について客観性が担保される必要があると考えますが、幹部人事に対する政治家の関与の在り方について仙谷国務大臣及び対案提出者の見解を問う。
- ・国家公務員新規採用の半減方針については、政府が公務員制度の在り方をどのように考えているか、また、半減方針がその中でどのように位置づけられるのかを説明する必要があるのではないか。

平 井 たくや 君（自民）

- ・日本損害保険協会副会長人事は、現政権の定義による「裏下り」にほかならず、金融庁による確認調査については、政治主導の観点から、政務三役が自ら実施する必要があったのではないか。
- ・同人事について、坂参考人による牧野氏推薦の事実の有無を含め、その経緯について同参考人に伺う。
- ・社会保険庁廃止に伴う職員に対する処遇について、職員 1 名に対して退職勧奨を行った理由を問う。

高 木 美智代 君（公明）

- ・退職管理の基本方針を 4 月中に策定するということがあったが、未だ策定されていないということである。基本方針策定のスケジュールはどのようになっているのか。
- ・再就職等監視・適正化委員会は、民間人材登用・再就職適正化センターの下に置かれることとされている。しかし、再就職の援助等を行うセンターの下に、再就職等に係る違反の監視を行う委員会を置いて、その機能を十

分に果たせないのではないか。委員会は内閣府の下に置くべきではないか。

- ・センターは、一定の場合において離職を余儀なくされることとなる職員の離職に際しての離職後の就職の援助を行うものとされているが、「離職を余儀なくされる」とは退職勧奨も含まれるのか。

塩川鉄也君（共産）

- ・幹部職員の個々の官職への任命に関して、人事院も任命権者も客観的基準をつくらないとすると、政治家の恣意性を入れずに任用できるのか。
- ・仙谷国務大臣は、国家公務員制度改革推進本部事務局の幹部を総入れ替えした。政権担当者が交代する度に恣意的な人事がなされるおそれがあるが、それは妥当か。

浅尾慶一郎君（みんな）

- ・鳩山政権下で行われた国家公務員の早期退職勧奨について、誰がどのような経緯で行ったか伺いたい。